

本年 10月1日より 別居の兄弟が被扶養者として認定できるようになります

組合員の兄弟の被扶養者認定については、これまでは生計維持関係に加えて、組合員と同一世帯に属する（同居している）ことが要件になっていましたが、平成 28 年 10 月 1 日から同一世帯に属することの要件が撤廃されます。

なお、別居している兄弟を認定する場合は、認定対象者の年間収入（組合員以外からの仕送りも含む）が 130 万円（60 歳以上の公的年金受給者または障害年金受給者は 180 万円）未満かつ、組合員の年間収入の 2 分の 1 未満であって、組合員からの生活費として認定対象者収入の 2 分の 1 以上かつ認定対象者一人につき毎月 5 万円以上仕送りしていることが必要です。

10 月 1 日時点において認定要件を満たす別居の兄弟を有する場合には、被扶養者申告書（以下「申告書」といいます。）を 10 月 1 日から 10 月 28 日までの間（本来は 30 日までとなりますが、29、30 日が土曜日、日曜日のため。）に所属所の共済事務担当課へご提出いただければ、10 月 1 日から当該兄弟を被扶養者として認定することができます。

ただし、10 月 31 日以降に申告書を提出した場合には、その申告書を受理した日（この場合、所属所の共済事務担当課で受理した日をもって、共済組合に届出があった日とみなします。）から認定することになりますので、ご注意ください。

なお、10 月 2 日以降、新たに兄弟が認定要件を満たすこととなった場合には、「その事実が生じた日」から認定することになりますので、「その事実の生じた日」から 30 日以内に申告書を提出してください。30 日を超えたときは、申告書を受理した日からの認定となります。

● 被扶養者申告書の添付書類（別居の兄弟を被扶養者扶養として申告する場合）

※家庭状況、送金（仕送り）の確認できる書類（学生を除く）とともに以下の書類を提出してください。

申告時状況	添付書類
学生のとき	在学証明書または有効期限の確認できる学生証の写し、仕送り申立書
収入があるとき	1. 給与収入があるときは、給与明細の写し等（直近 3 か月分） 2. 事業収入があるときは、確定申告書の写し及び収支内訳書の写し
会社等を退職したとき	退職証明書または健康保険資格喪失証明書 このほか、雇用保険の適用がある場合には、雇用保険離職票 1・2 または雇用保険受給資格者証（雇用保険を受給しない場合は原本、受給する場合及び受給延長する場合は写し）
就労能力がないとき	1. 年金を受けているときは、最新の年金額が確認できる書類（年金証書、改定通知書、源泉徴収票の写し等） 2. 医師の診断書、障害等の確認できる書類または無職証明書等

注 1 学生以外の場合は、送金（仕送り）の確認できる書類として、振込人（組合員）と受取人（被扶養者）の氏名、送金額及び送金日が確認できるもの（ATMの利用明細書等の写し）が必要となります。

なお、新規認定の場合は原則 3 か月分の仕送り確認が必要となりますので、認定時に 1 か月分のみしか用意できない場合は、2、3 か月目の送金が済み次第共済組合へ提出することとなります。

注 2 父母が生存の場合は年間収入、現況、具体的理由等を確認し、併せて他の扶養可能者の有無も調査します。（原則として、父母が認定外の場合は認定不可となります。）

注 3 上表のほか、必要に応じて関係書類の提出を求めることがあります。